

58. 相続預金継続専用定期預金「楓（かえで）」

(2024年11月1日現在)

1. 商品名と概要	<p>相続預金継続専用定期預金「楓（かえで）」</p> <p>当金庫「相続定期預金」の満期金専用の商品です。 満期金を上乗せ金利で継続してお預かりいたします。</p>
2. お取扱い期間	2024年11月1日～2025年3月31日（毎年3月末に見直し）
3. ご利用いただける方	<p>当金庫「相続定期預金」の満期金を継続してお預入れいただける個人の方</p> <p>※2024年11月1日以降に満期が到来した「相続定期預金」を対象とさせていただきます。</p>
4. 預金種類	スーパー定期、大口定期預金
5. ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「相続定期預金」でお預け入れいただいた満期元利金をお預入れの上限金額とさせていただきます。他の資金との合算はできません。 ・「相続定期預金」の満期時に、本商品へ自動的に切替とはなりません。満期日以降、店舗窓口にて書替の手続きをお願いいたします。
6. 期 間	1年
7. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	<p>一括してお預け入れいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店頭のみのお取扱いとなります。 <p>※ダイレクトバンキングおよびATMによるお取扱いはできません。</p>
(2) お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期：1円以上1,000万円未満 ・大口定期：1,000万円以上 <p>※いずれも「相続定期預金」の満期元利金以内</p>
(3) お預け入れ単位	1円単位
(4) 発行媒体	通帳・証書
8. お持ちいただくもの	「相続定期預金」の預金証書
9. 払戻し方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払戻しいたします。（一部払戻しはお取扱いできません。）
10. 満期時の取扱	お預入れ時のご指定により、元金継続または元利金継続のお取扱いができます。

11. 利息							
<p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払い方法</p> <p>(3) 計算方法</p>	<p>お預け入れ時のスーパー定期・大口定期預金の店頭表示の利率に、当金庫とのお取引内容に応じて、以下のとおり上乗せ金利を適用します。なお、金利情勢の変動等により、取扱期間中に上乗せ金利幅を見直す場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="596 477 1457 761"> <thead> <tr> <th data-bbox="596 477 1227 571">お取引内容</th> <th data-bbox="1227 477 1457 571">店頭表示金利への上乗せ金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="596 571 1227 665">給与*1 または公的年金*2 等のお受取りをご指定いただいている方</td> <td data-bbox="1227 571 1457 665">+ 0. 1 0 %</td> </tr> <tr> <td data-bbox="596 665 1227 761">給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方</td> <td data-bbox="1227 665 1457 761">+ 0. 0 5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 当金庫に給与のお受取りをご指定いただいている方または新規・変更手続きを済まされた方</p> <p>*2 ①当金庫に公的年金等のお受取りをご指定いただいている方 ②新規・変更手続きを済まされた方で、年金が指定口座へ1年以内に振り込まれる方 ③満60歳以上の方で、当金庫に公的年金等の受取口座の指定をご予約いただける方</p> <p>※上乗せ金利の対象となる「公的年金等」とは、国民年金や厚生年金、共済年金等の「公的年金」と厚生年金基金等の「企業年金」です。</p> <p>・満期日以後に一括してお支払いたします。 ・元金継続の場合のお利息は、ご指定の普通預金口座にご入金いたします。</p> <p>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。</p>	お取引内容	店頭表示金利への上乗せ金利	給与*1 または公的年金*2 等のお受取りをご指定いただいている方	+ 0. 1 0 %	給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方	+ 0. 0 5 %
お取引内容	店頭表示金利への上乗せ金利						
給与*1 または公的年金*2 等のお受取りをご指定いただいている方	+ 0. 1 0 %						
給与または公的年金等のお受取りをご指定されていない方	+ 0. 0 5 %						
12. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>						
13. 手数料	—						

14. 付加できる特約条項	<p>当座貸越</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 						
15. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払戻しいたします。</p> <table border="1" data-bbox="614 806 1460 963"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの預入期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%
中途解約日までの預入期間	中途解約利率						
6か月未満	中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率						
6か月以上1年未満	約定利率×50%						
16. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>						
17. 金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。</p>						
18. 商品に関するお問い合わせ	<p>フリーダイヤル：0120-1919-62 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>						
19. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-191-562 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https:// www.tohoku-rokin.or.jp</p>						
20. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能 						

	<p>ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none">• また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
--	---

東北労働金庫